

## 令和4年度 第2回さいたま市特別職報酬等審議会議事録

- 1 日 時 令和4年10月27日(木) 午前10時00分～10時30分
- 2 場 所 さいたま市役所本庁舎別館 2階 第4委員会室
- 3 出席者
  - (1) 委員 江口 幸治 会長 重川 純子 委員  
新井 通巧 委員 清水 節男 委員  
池田 一義 委員 野中 味恵子 委員  
小風 明 委員 廣澤 健一 委員(職務代理)  
佐藤 理恵 委員 松本 敏雄 委員
  - (2) 事務局 総務局長、人事部長 外6名
  - (3) 議会局 議会局長、総務部長、秘書総務課長 外1名
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 審議項目 議題 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について
  - ・ 支給月数について
  - ・ 改定時期について
- 7 議事の経過
  - (1) 会長挨拶
  - (2) 市長への意見報告及び市長からの諮問に係る報告
  - (3) 審議  
議題 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について
  - (4) 答申に向けた意見集約
  - (5) 事務連絡
  - (6) 閉会
- 8 審議内容
  - (1) 市長への意見報告及び市長からの諮問に係る報告
    - ・ 令和4年10月13日付けで、市長への意見報告を行った。
    - ・ 意見報告書には、各委員の意見を掲載した上で、月例給については「据え置くことが適当」、特別給(期末手当)については「引上げの改定を行

うべき」との審議会の結論を報告した。

- ・ 令和4年10月19日付けで、市長から「市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について（支給月数及び改定時期について）」が改めて諮問されたので、諮問に応えるため引き続き審議をお願いしたい。

## (2) 審議事項

議題 市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について

### ① 【事務局から配布資料について説明】

- ・ 配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会<第2回資料>」

### ② 【委員の意見・質問及び事務局の説明・回答】

- ・ 年間支給月数について、市長・副市長と市議会議員で改定の実施状況が揃っている年とずれている年があるが、どのような理由でこのようになっているのか伺いたい。  
⇒ 審議会からの答申を受けて、市長から議会に対して、市長等の特別職の期末手当と市議会議員の期末手当、それぞれに係る条例改正案を提出することになるが、改定の実施状況がずれた年については、議会での審議の結果、市議会議員の期末手当を引き上げる条例改正案が否決となる等の経緯があったものである。
- ・ 審議会の答申としてずれているのではなく、議会の審議によって結果的にずれているということか。  
⇒ その通り。

### ③ 【支給月数及び改定時期について】

- ・ 配布資料及び事務局の説明を踏まえ、市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当について、引上げ月数及び改定時期をどのようにすべきか、委員の意見を聴取。

### 【主な意見】

- ・ 支給月数については、市長・副市長、市議会議員の皆様の活躍や苦勞を鑑みると、国の指定職よりもう少し引き上げてもよいのではないかと考えるが、最近の円安や物価高によって、我々市民の家計が逼迫している状況を踏まえると、国の指定職以上に引き上げることは尚早かと思ひ、これまで同様、国の指定職の基準に準じ、0.05月引き上げて、3.30月とすることが適当と考える。また、改定時期については、一般職や国の指定職に準じて、今年の12月から改定することが適当と考える。

- ・ 支給月数については、一般職と同様に0.10月引上げて、本市をさらに盛り上げてもらいたいという気持ちもあるが、今までの答申の経緯や考え方を踏まえると、0.05月引上げが妥当と考える。また、改定時期は、今年の12月が妥当と考える。
- ・ 支給月数について、国の指定職の引上げ幅を超えて引き上げるためには、新たな基準を作る必要があると思う。しかしながら現時点では基準が無いことから、市長・副市長、市議会議員の引上げ幅については、必然的に0.05月引上げが妥当と考える。改定時期については、慣例どおり本年12月ということで良いと考える。
- ・ 本審議会はこれまでも一定の方向性を持って市長に答申し、市長は条例改正案を議会に提出する。議会においては、社会状況等を考慮しながら、議会として独自に支給月数等の改定を判断したこともある。本審議会として、これまでの経緯を踏まえた結論になることは理解できることである。ただし、今現在、日本を取り巻く社会経済状況は非常に難しく、このような状況下で、特別職の報酬等を審議会で判断することは極めて難しいことから、国が一定の方向性を出しながら、地方でもそれぞれの自治体の財政状況等を見極めながら判断すべきと考える。

#### 【その他の意見】

- ・ 改定を適用する時期をどのようにするかということについて、今後の検討事項になると考える。一般職の給与改定の仕組みについては、毎年1回行われている民間給与の実態調査がベースとなっている中で、例えば、この調査以降に民間給与が毎月上昇していくようなことが顕著になった場合には、改定時期によっては、調査時点よりも給与水準の較差がさらに広がっている可能性がある。

### (3) 意見集約

#### ①【会長による各委員の意見集約】

支給月数については、0.05月分の引上げ、改定時期については、本年12月からという全員一致の意見である。したがって、市議会議員並びに市長及び副市長の期末手当については、年間支給月数を0.05月分引上げて「3.30月」とする、改定時期は「令和4年12月1日」とする、という内容で答申書を作成することとしたい。

#### ②【委員の意見】

異議なし。